

香川県信用保証協会

REPORT 2021



CONTENTS

ごあいさつ	1P
プロフィール	2P
信用保証のしくみ	3P
信用保証の内容	4～5P
主な保証制度のご案内	6～9P
2020年度のとりくみ	10～11P
2020年度事業報告	12～17P
第5次中期事業計画の評価(2018年度～2020年度)(要約)	18～19P
2020年度経営計画の評価(要約)	20～22P
第6次中期事業計画(2021年度～2023年度)(要約)	23P
2021年度経営計画(要約)	24～25P
コンプライアンス	26P
個人情報保護	27P
役員・組織図	28P

シンボルマーク



香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした生き生きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2021」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

私どもにとって、去年は、「新型コロナウイルス特別対策」の実施に追われた一年でした。この嵐のような一年が過ぎ、今は、それまでの日常が戻ってきています。しかしながら、世の中全体は、依然として終わりの見えない「コロナ禍」により日常を取り戻すことができず、経済の停滞が続いています。

私たちの使命は、保証や経営支援などの協会業務を通じて、少しでも多くの中小企業者の方々に力をお貸しすることにより、地域経済全体を元気にさせていくことです。したがって、関わる中小企業者の方々が減っていくということは、地域経済の発展に私たちが貢献できないということになります。

このたびの特別対策で、新たに多くの中小企業者の方々と関わることになりました。今後の課題は、私たちがこれらの企業の多くの方々に、引き続き頼りにされる存在となり得るかどうかです。そのためには、私たちが技量を上げ、保証と経営支援の効果的な連携が図れる経営支援機関として成長していかなければならないと考えています。

改めて、「令和」の元号に込められた意味（厳しい寒さの後、春の訪れを告げ見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が、明日の希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができるような時代にしたい。）に思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指して、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



香川県信用保証協会 会長 **天雲 俊夫**

プロフィール

● 経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

● 行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

● プロフィール (2021年 3月 31日現在)

名称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年 9月21日
業務開始年月日	1949年10月 1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月1日 法律第264号)
基本財産	143億円
保証先企業数	11,869企業
保証債務残高	272,837百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役職員数	54名

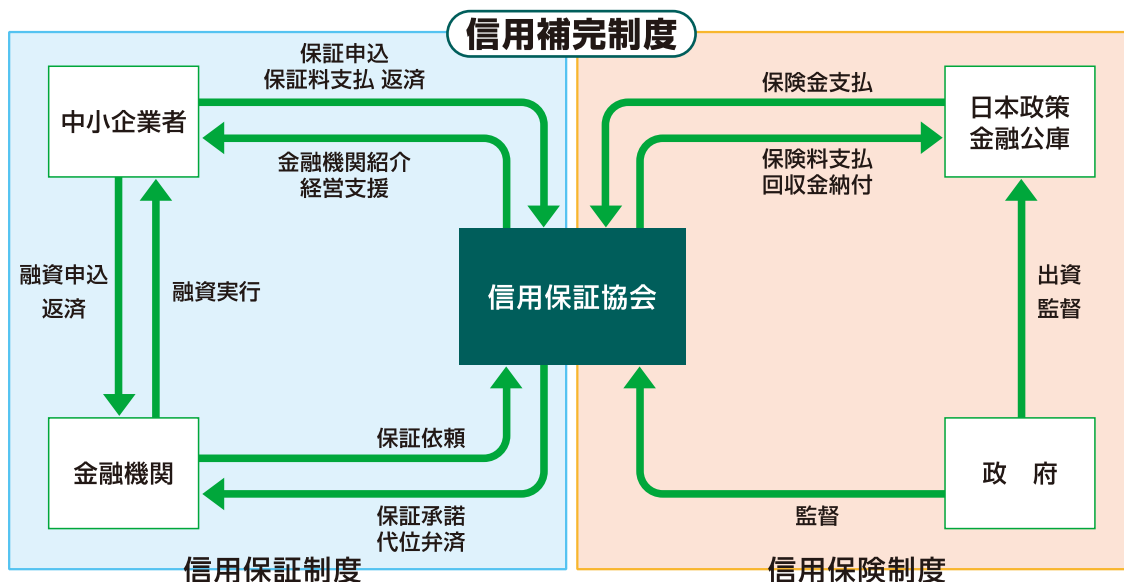
● 沿革

- 1949年 9月 財団法人香川県信用保証協会設立認可
- 同月 財団法人香川県信用保証協会設立登記
- 10月 高松市六番町31番地にて業務開始
- 1950年 4月 高松市五番町4番地の1へ事務所移転
- 1953年 8月 信用保証協会法公布・施行
- 1954年10月 信用保証協会法に基づき組織変更認可
- 同月 香川県信用保証協会として組織変更登記
- 1967年11月 香川県中小企業センターへ事務所移転(高松市丸の内2番地の3)
- 1986年 4月 香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転(高松市福岡町二丁目2-2)

信用保証のしくみ

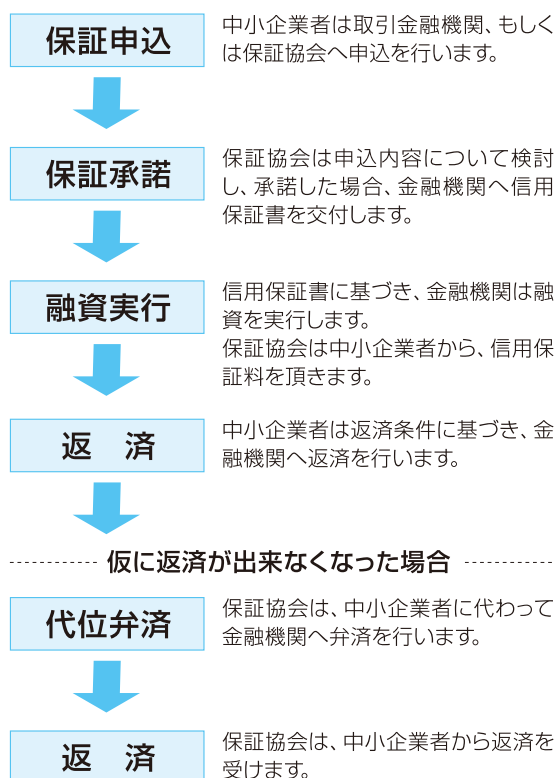
●信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



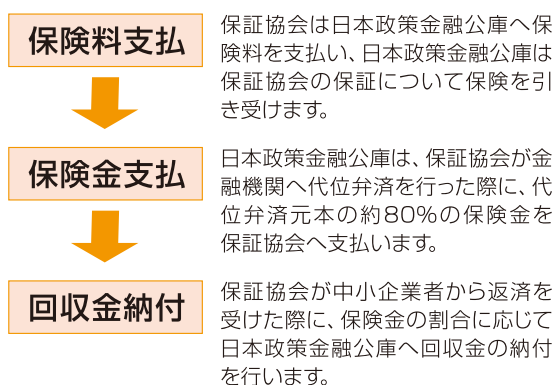
●信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。



●信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。



信用保証の内容

●ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

1. 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記業種以外（製造業・建設業・運輸業等）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

2. 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

3. 所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

●保証の内容

1. 保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円（組合の場合4億8千万円）となりますが、このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

2. 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

3. 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

4. 担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

●信用保証料

保証協会の保証を受けた中小企業者は、信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1.信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。

※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

2.中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

3.信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合(根保証を含む)

貸付金額 × 保証料率(年率) × 保証期間

② 返済方法が均等分割返済の場合

貸付金額 × 保証料率(年率) × 分割係数(※) × 保証期間

(※)分割係数表

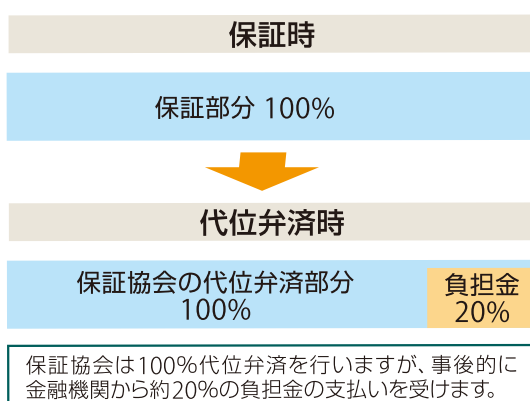
分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

●責任共有制度

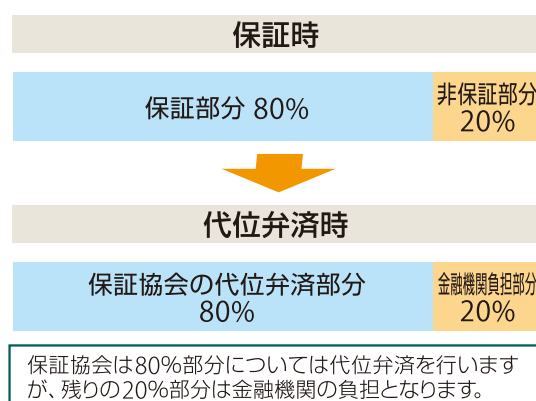
責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

負担金方式



部分保証方式



主な保証制度のご案内

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

簡易迅速な要件対応型の独自保証制度

パワーアップ保証	成長が見込まれ、リピート資金が必要な方	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 運転 10年以内 設備 15年以内
コラボさめぎ保証	金融機関からの継続的な支援が見込める方 (プロパー協調)	(CRD区分7以上) 1億6,000万円 (CRD区分6以下) 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 運転 10年以内 設備 15年以内
ステップアップ保証	長期資金が必要な方	1,000万円	10年以内
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は2年間

新規に事業を始められる方

創業関連保証	個人による創業、新たに会社を設立して行う事業及び個人で創業し事業を法人化して行う事業に資金が必要な方(開業して5年未満の方を含む)	3,500万円	10年以内	
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む)	2,000万円 (ただし、開業前については自己資金の範囲内)	運転 5年以内 設備 10年以内
	開業プラン サポートタイプ	(公財)かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき、県内で新たに事業を開始しようとする方	2,000万円 (ただし、開業に必要な資金の80%以内)	運転 5年以内 設備 10年以内
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む)	700万円	5年以内	

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金繰り円滑化に資する保証制度

伴走支援型特別保証制度	金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで金融機関による継続的な伴走支援を受ける方	4,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) (経営改善サポート保証(感染症対応型))	コロナ禍を乗り越えるため、認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内

小規模事業者の方

小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内
			7年超10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

資金使途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は 運転資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は 運転資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.45%	0.58									対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.50%	0.58									対象外	丸亀市の保証料及び 利子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2 (国による補助前は原則0.85%)									対象	
											対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2 (国の補助前は0.8%)									対象	
											0.2 (国の補助前は1.0%)	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60 (セーフティネット保証)										
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60 (セーフティネット保証)										
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び 利子補給あり
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)										
運転資金 設備資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	保証料及び利子補給 の有無は市町の定め るところによる
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)										

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

一般的な事業資金が必要な方

普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	運転 5年以内 設備 10年以内
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1年以内
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内
			7年超10年以内

資金の反復・継続利用が必要な方

手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は2年間
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は2年間

経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
-------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------

瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
-------------	--	---------	-------------------------

事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
----------	---	-----------------------------	-------------------------

金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------

資金使途	貸付利率	保証料率 (%)									責任共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75 (5号又は7～8号)									対象	
		0.85 (1～4号又は6号)									対象外	
運転資金 設備資金	1.80% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.70% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	

運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	-----------------------------

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	対象	保証付きの既往借入金 を借換える場合は 保証期間10年以内
		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象	事業再生計画に従って 設立される法人も 対象
		1.00									対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	0.80									対象	「経営改善計画」に 従って設立される法 人も対象
		1.00									対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象外	国が指定した危機指 定期間のみ利用可能
--------------	------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	------------------------

2020年度のとりくみ

●新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を、全社態勢で取り組みました。2020年5月に創設された、実質無利子・無保証料の「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」の取扱開始後は、保証申込が高水準で推移し、結果として2020年度の保証承諾金額は2,553億円（前年度比679.5%）、保証債務残高は2,728億円（前年度比360.9%）となり、いずれも過去最高の金額となりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、当協会の事業の公共性を踏まえ、役職員の感染リスクを抑えながら、感染者が出ても中小企業者に必要不可欠な保証業務を継続して提供するために、以下の対策を実施しました。

- 感染リスク低減措置として事業部を分割分散しフロアの密集を解消
- 事業継続（BCP）対策として役員と事業部をそれぞれ1階と2階に分け、決裁が各フロアで完結できる「スプリット体制」を構築
- 管理部、総務部の他部署職員や退職者からの応援を受け入れ、保証業務に注力
- 受付、応接室等に飛沫拡散防止対策としてアクリルボード設置

■主な経過

年月日	内容
2020.1.29	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置
3.2	セーフティネット保証4号が発動
3.7	「休日電話相談窓口」設置
3.13	危機関連保証が発動
5.1	・セーフティネット保証5号全業種指定 ・「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」取扱開始 ・県制度融資「危機関連融資」取扱変更
5.15	保証対象業種の拡大（パチンコホールや風俗営業飲食業等）
6.15	「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」融資枠拡大 融資枠3,000万円⇒4,000万円
12.23	「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」取扱期間延長 保証申込2020.12.31⇒2021.3.31 融資実行2021.1.31⇒2021.5.31
2021.2.1	「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」融資枠拡大 融資枠4,000万円⇒6,000万円
2.18	「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」借換要件緩和

●感謝状贈呈式

2019年度の保証推進に積極的に取り組まれた金融機関の40店舗様に対して、感謝状を贈呈しました。

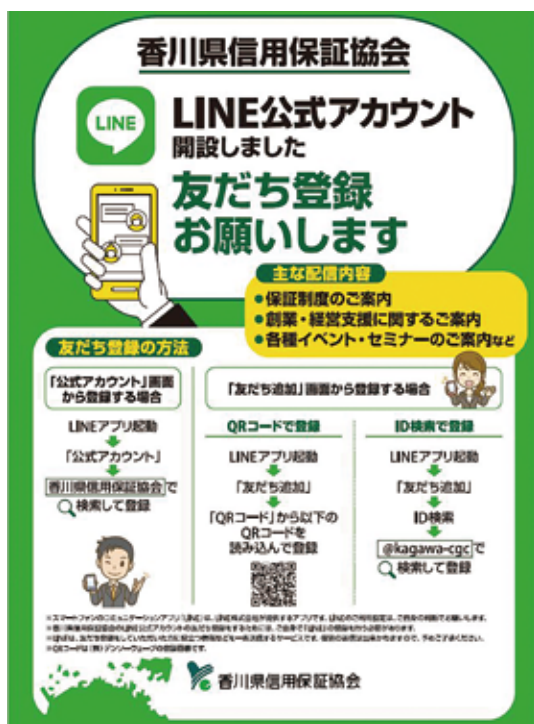
なお、例年贈呈式を開催していましたが新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、式の開催は中止し感謝状の送付に代えさせていただきました。

●LINE公式アカウントを開設

若手職員を中心とした協会認知度向上プロジェクトチームからの提言を受けて、協会の取り組み等を周知していくために2021年1月にLINE公式アカウントを開設しました。

LINE公式アカウントからは、保証制度や創業・経営支援に関するご案内、各種イベント・セミナー等のお知らせを中心に、中小企業・小規模事業者、関係機関の皆さまのお役に立つ情報を配信していきます。

友だち登録をしてもらうためにチラシを作成し保証書に同封するほか商工団体の会報誌へのチラシ折込やHP上での公式アカウント作成の周知、名刺へのQRコードの追加等を行いました。皆さまもぜひ当協会の公式アカウントの友だちになってください。



●創業支援における連携

商工関係団体が主催する創業セミナーに協会職員を派遣して、創業に関して講義を行いました。

●大学院での講義

香川大学大学院地域マネジメント研究科で会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。

なお、例年対面形式で講義を行っていましたが新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、Web形式での開催となりました。



2020年度事業報告

●2020年度事業概況

保証承諾

新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱開始後は、保証申込が高水準で推移し、保証承諾金額は255,331百万円、対前年度比679.5%と前年度実績及び計画額を大きく上回りました。

保証債務残高

保証債務残高は272,837百万円、対前年度比360.9%と、過去最高の金額となりました。

代位弁済

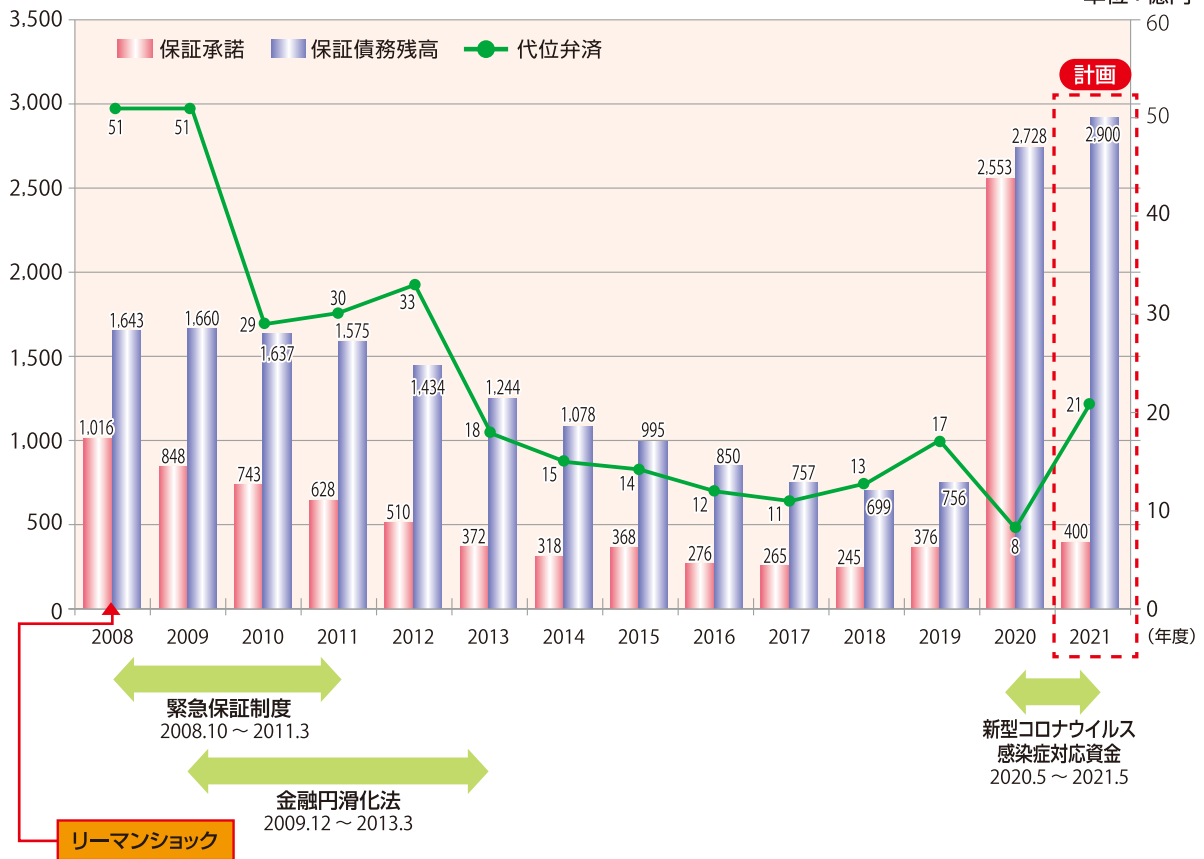
新型コロナウイルス感染症に対する各種支援措置が一定の効果を発揮し、代位弁済額は814百万円、対前年度比47.6%となりました。

実際回収

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面交渉や再生型回収が減少したこともあり、対債務者回収額388百万円、対前年度比83.0%と前年度を下回りました。

■年度別事業概況及び計画数値

保証承諾(年度累計)・保証債務残高(年度末)・代位弁済(元利)(年度累計)
単位：億円



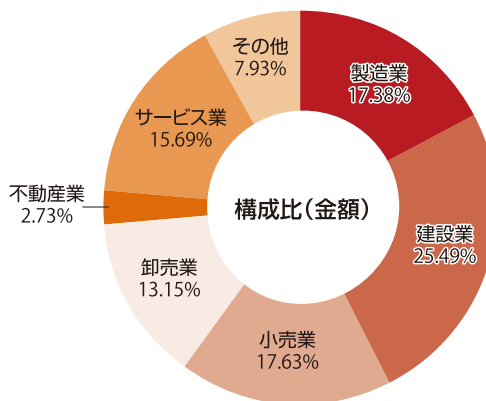
●保証承諾

業種別

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	377	4,271	480	6,432	2,219	44,376
建設業	734	6,413	969	10,107	3,626	65,083
小売業(飲食業含む)	533	4,143	723	6,586	3,360	45,003
卸売業	289	3,660	323	4,622	1,559	33,566
不動産業	82	720	107	1,493	437	6,979
サービス業	389	3,315	518	5,177	2,747	40,069
その他	140	2,059	213	3,161	893	20,254
合計	2,544	24,580	3,333	37,578	14,841	255,331

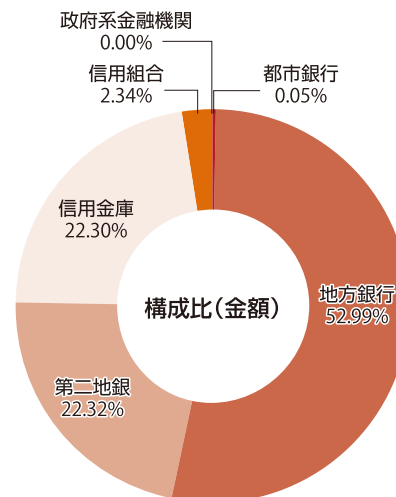
2020年度グラフ



金融機関別

(単位：百万円)

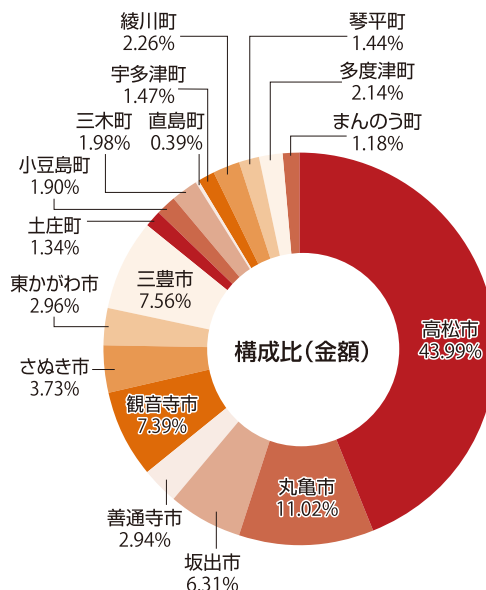
	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	6	90	5	70	6	135
地方銀行	1,189	11,557	1,414	17,755	6,669	135,289
第二地銀	554	5,718	795	9,023	3,360	56,987
信用金庫	737	6,992	1,010	10,103	4,095	56,934
信用組合	56	203	105	542	771	5,985
政府系金融機関	2	20	4	84	0	0
合計	2,544	24,580	3,333	37,578	14,841	255,331



地域別

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,214	11,925	1,556	18,599	6,340	112,325
丸亀市	246	2,506	338	3,488	1,701	28,148
坂出市	126	1,361	142	1,470	811	16,103
善通寺市	47	315	93	841	472	7,511
観音寺市	198	1,716	239	2,522	1,266	18,860
さぬき市	100	715	160	1,467	582	9,518
東かがわ市	91	1,193	96	1,224	438	7,559
三豊市	130	1,243	233	2,762	1,142	19,307
土庄町	41	412	51	639	212	3,418
小豆島町	52	472	70	944	258	4,843
三木町	74	671	79	970	324	5,050
直島町	3	40	4	71	55	1,006
宇多津町	51	366	59	612	237	3,747
綾川町	60	565	69	612	324	5,780
琴平町	29	244	41	369	185	3,676
多度津町	59	447	64	592	310	5,469
まんのう町	23	389	39	399	184	3,009
合計	2,544	24,580	3,333	37,578	14,841	255,331



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

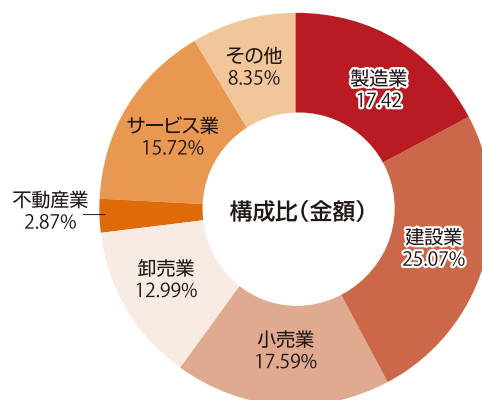
●保証債務残高

業種別

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	1,857	13,962	1,707	14,271	3,211	47,529
建設業	2,846	16,797	2,866	19,020	5,392	68,388
小売業(飲食業含む)	2,328	12,070	2,256	12,977	4,635	47,995
卸売業	1,228	9,043	1,151	9,446	2,238	35,429
不動産業	281	2,026	302	2,441	637	7,819
サービス業	1,730	9,279	1,709	10,345	3,837	42,902
その他	780	6,789	745	7,090	1,380	22,774
合計	11,050	69,966	10,736	75,590	21,330	272,837

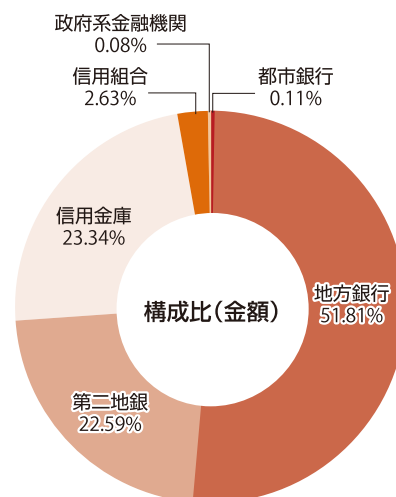
2020年度グラフ



金融機関別

(単位：百万円)

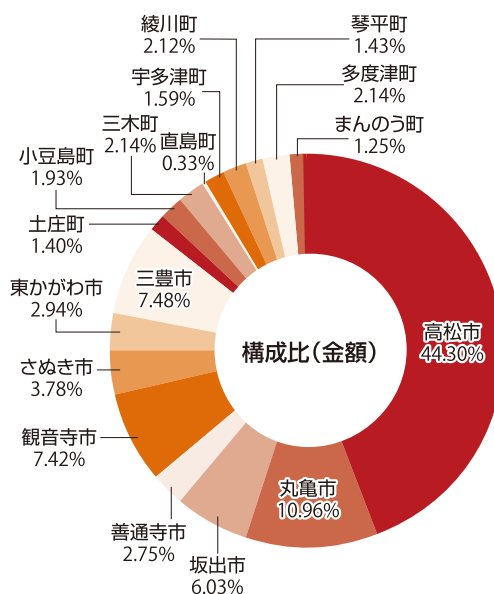
	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	32	365	24	284	23	307
地方銀行	5,477	35,274	5,150	37,049	9,666	141,365
第二地銀	2,581	16,584	2,521	18,013	4,898	61,621
信用金庫	2,602	16,550	2,704	19,045	5,871	63,687
信用組合	297	711	297	845	838	5,628
政府系金融機関	61	482	40	354	34	230
合計	11,050	69,966	10,736	75,590	21,330	272,837



地域別

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	5,033	32,905	4,990	36,778	9,350	120,880
丸亀市	1,163	7,146	1,147	7,489	2,399	29,897
坂出市	577	3,732	535	3,756	1,128	16,451
善通寺市	248	1,452	259	1,484	628	7,497
観音寺市	765	4,739	731	5,158	1,683	20,243
さぬき市	457	2,519	440	2,708	867	10,314
東かがわ市	395	2,660	354	2,508	640	8,029
三豊市	690	4,214	671	4,811	1,511	20,402
土庄町	184	1,185	173	1,271	310	3,819
小豆島町	280	1,879	257	1,868	419	5,278
三木町	261	1,522	262	1,737	504	5,835
直島町	21	153	21	165	66	901
宇多津町	209	1,385	204	1,373	397	4,348
綾川町	239	1,251	215	1,271	442	5,781
琴平町	147	948	133	892	269	3,913
多度津町	234	1,378	218	1,375	457	5,837
まんのう町	147	899	126	944	260	3,412
合計	11,050	69,966	10,736	75,590	21,330	272,837



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

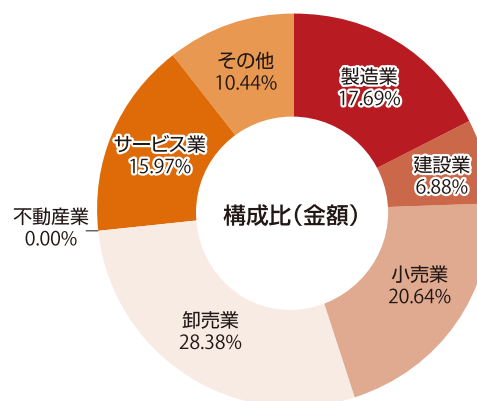
●代位弁済

業種別

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	24	154	56	629	20	144
建設業	37	252	40	192	13	56
小売業(飲食業含む)	62	439	52	298	26	168
卸売業	49	323	33	196	25	231
不動産業	7	39	1	0	0	0
サービス業	28	112	45	271	14	130
その他	3	30	11	124	7	85
合計	210	1,349	238	1,710	105	814

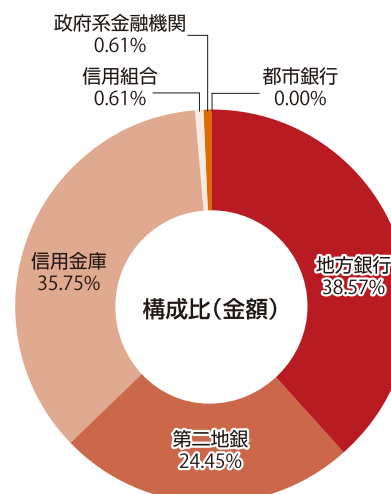
2020年度グラフ



金融機関別

(単位：百万円)

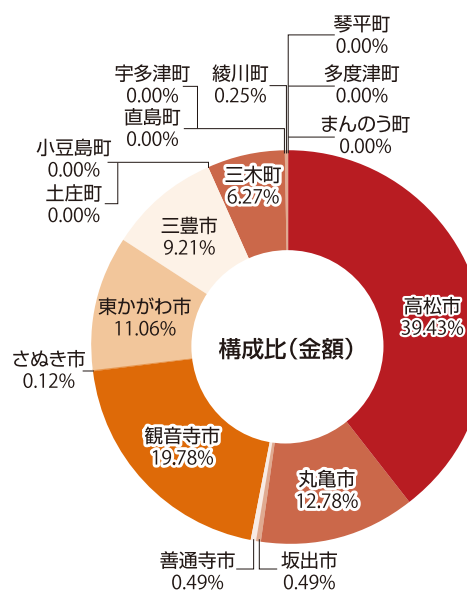
	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	0	0	1	3	0	0
地方銀行	73	604	122	1,054	42	314
第二地銀	71	498	52	363	30	199
信用金庫	54	216	58	276	30	291
信用組合	12	31	5	14	2	5
政府系金融機関	0	0	0	0	1	5
合計	210	1,349	238	1,710	105	814



地域別

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	95	666	105	666	45	321
丸亀市	22	91	13	56	14	104
坂出市	20	180	21	98	2	4
普通寺市	11	75	20	317	2	4
観音寺市	31	168	12	42	15	161
さぬき市	4	27	16	125	1	1
東かがわ市	4	17	12	71	10	90
三豊市	2	2	8	75	10	75
土庄町	4	15	1	2	0	0
小豆島町	5	30	3	62	0	0
三木町	0	0	5	19	5	51
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	1	2	10	134	0	0
綾川町	3	9	7	21	1	2
琴平町	8	66	0	0	0	0
多度津町	0	0	2	17	0	0
まんのう町	0	0	3	6	0	0
合計	210	1,349	238	1,710	105	814



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

●貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	48,312	基本財産	14,292,217,798
現金	48,312	基金	6,282,295,620
小切手	0	基金準備金	8,009,922,178
預け金	12,230,617,575	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	3,545,842,503
普通預金	4,426,472,384	責任準備金	1,640,193,876
通知預金	0	求償権償却準備金	23,253,033
定期預金	7,786,000,000	退職給与引当金	353,306,894
郵便貯金	18,145,191	損失補償金	0
金銭信託	0	保証債務	272,837,329,251
有価証券	16,864,671,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	8,078,572,000	損失補償補てん金	0
社債	8,784,099,000	借入金	0
株式	2,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	8,595,399	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	8,595,399	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	173,435,638	雑勘定	10,044,339,640
事業用不動産	154,148,258	仮受金	4,321,260
事業用動産	19,287,380	保険納付金	12,136,837
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	727,552
損失補償金見返	0	未経過保証料	10,021,095,317
保証債務見返	272,837,329,251	未払保険料	2,237,693
求償権	78,307,626	未払費用	3,820,981
譲受債権	0		
雑勘定	543,478,194		
仮払金	2,086,535		
保証金	1,050,000		
厚生基金	47,388,000		
連合会勘定	1,677,169		
未収利息	38,942,236		
未経過保険料	452,334,254		
合計	302,736,482,995	合計	302,736,482,995

●貸借対照表用語説明

求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。
未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

●収支計算書用語説明

保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
求償権補てん金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金を計上しています。
求償権償却	年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。
求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。
当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

●収支計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日) (単位：円)

科目	金額
経常収入	2,252,876,506
保証料	1,775,083,599
預け金利息	161,630
有価証券利息配当金	240,033,964
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	14,022,433
事務補助金	36,923,641
責任共有負担金	176,672,000
雑収入	9,979,239
経常支出	1,521,420,126
業務費	602,248,142
役員給与	341,562,903
退職給与引当金繰入	28,974,114
その他人件費	82,626,077
旅費	216,630
事務費	88,469,988
賃借料	16,602,704
動産・不動産償却	12,790,353
信用調査費	3,295,821
債権管理費	8,872,830
指導普及費	3,004,770
負担金	15,831,952
借入金利息	0
信用保険料	850,187,044
責任共有負担金納付金	52,545,946
雑支出	16,438,994
経常収支差額	731,456,380
経常外収入	1,426,089,460
償却求償権回収金	51,245,965
責任準備金戻入	453,610,567
求償権償却準備金戻入	148,668,145
求償権補てん金戻入	770,375,711
保険金	707,010,339
損失補償補てん金	63,365,372
補助金	0
その他収入	2,189,072
経常外支出	2,743,630,762
求償権償却	1,075,816,382
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	2,949,471
退職金	0
責任準備金繰入	1,640,193,876
求償権償却準備金繰入	23,253,033
その他支出	1,418,000
経常外収支差額	-1,317,541,302
制度改革促進基金取崩額	100,311,235
収支差額変動準備金取崩額	485,773,687
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

●資金計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日) (単位：円)

	金額
I. 事業活動による収支	8,582,084,732
業務収支	8,959,468,155
信用保証収支	9,325,859,018
保証料	+ 9,751,487,387
回収(元損)	+ 388,411,501
代位弁済(元利)	- 814,039,870
信用保険収支	-606,033,594
信用保険料	- 1,077,409,794
保険金・保険金納付金	+ 471,376,200
損失補償・責任共有負担金等収支	239,642,731
損失補償補てん金・損失補償納付金	+ 78,584,628
責任共有負担金・負担金納付金	+ 124,126,054
基金補助金・事務補助金等	+ 36,932,049
総務収支	-371,698,920
業務費・退職金支払	- 603,937,073
運用収入	+ 240,876,282
雑収入・雑支出等	+ -8,638,129
その他収入・支出	-5,684,503
II. 投資活動による収支	-7,659,119,052
定期預金・有価証券の増減※	- 7,654,869,252
厚生基金の増減	- -4,460,000
動産・不動産の増減	- 8,709,800
III. 財務活動による収支	0
借入金の増減	+ 0
出入金・金融機関負担金等の増減	+ 0
IV. 現金及び現金同等物の増減額(I+II+III)	922,965,680
現金及び現金同等物の期首残高	3,521,700,207
現金及び現金同等物の期末残高	4,444,665,887
V. 流動資産の増減額(IV+※)	8,577,834,932
流動資産の期首残高	20,526,097,354
流動資産の期末残高	29,103,932,286

第5次中期事業計画の評価（2018年度～2020年度）（要約）

2018年度から2020年度までの3か年の業務運営方針についての評価は以下のとおりです。

●企業実態に応じた支援

① 金融機関との適切なリスク分担

主要金融機関の本部及び営業店を訪問し、意見交換を行い連携体制の構築に努めた。また、信用保証制度への理解を深めるための保証協会業務講座、事務手続き等の研修でもある事務打合会を実施した。

② 多様な資金需要等への対応

・2018年度に協会独自制度、提携保証制度の創設・改正、2019年度に提携保証制度の改正を行い保証利用推進に取り組むとともに、2020年度上期まで新規保証推進キャンペーンを実施し、保証利用企業数の増加に努めた。

・内部態勢強化のために適時、外部研修派遣・通信教育受講に努め、中小企業経営診断システム（McSS）の研修も行った。

・「HANDY MANUAL」の改訂版を年度毎に発行した。

③ 創業・事業承継支援

創業及び事業承継支援の取組として、商工会議所、かがわ事業引継支援センター、日本政策金融公庫を訪問、また、創業塾に講師を派遣するなど関係機関との連携・協力を強化した。

④ 経営改善・事業再生支援

・経営支援強化補助金を活用して経営相談、創業相談、経営改善計画策定、創業計画策定、経営改善計画実行支援を行った。

・再生支援協議会、かがわ産業支援財団、よろず支援拠点等関係機関を訪問し、意見交換を行った。なお、再生支援協議会とは定例会を開催（年10回程度）し、情報交換・意見交換を行った。

⑤ 地域課題への対応

・中小企業者向け協会独自制度のチラシを作製し、地方公共団体、商工会議所訪問時に配布のうえ、情報発信を依頼した。

・地方公共団体と事業承継制度、農業ビジネス保証制度について意見交換を行った。

・関係機関主催のインバウンドセミナーに参加した。

●回収の合理化・効率化

・新規求償権に対しては、代位弁済翌月に回収担当者と管理職のヒアリングを行い、早期の回収に努めた。また、定期弁済先については毎月の返済状況を確認し、適宜増額交渉や督促を行った。新型コロナウイルス感染症拡大期の収入減による返済減額の申し出についても、実情を確認したうえで対応した。

・「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」については、2018年度2名、2019年度1名、2020年度5名につき一部弁済により連帯保証債務を免除した。

・管理事務停止は、2018年度95企業207件、2019年度111企業253件と着実に行っていたが、2020年度は新型コロナウイルス関連保証の申込が急増し、管理部を含む協会全体をあげて対応したため、68企業175件と減少した。求償権整理についても同様であり、2018年度329企業623件、2019年度192企業469件であったのに対し、2020年度は33企業90件にとどまった。

●経営管理態勢（ガバナンス）の充実

① 経営の透明性

非常勤理事を訪問して理事会出席の依頼等を行うなど、会議の活性化と透明性の確保に資するよう、理事会運営の更なる充実を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度においては、書面や感染防止対策を講じるなど、安全で適切な会議の開催に努めた。

② コンプライアンス

- ・コンプライアンスプログラムの計画的かつ着実な実行により、役職員のコンプライアンス意識の向上を図った。
- ・反社会的勢力との関係遮断について、事案発生においては直ちに、反社会的勢力該当の確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止、排除に努めた。

③ 危機管理

事業継続計画の実行性を高めるため、役職員が携帯可能な「初期行動マニュアルハンドブック」を作成、配布するとともに、安全確保行動訓練、対策本部机上訓練や安否確認訓練等の危機発生を想定した各種訓練を行った。

●経営基盤の強化

① 業務の運営の効率化

2018年度に保証部門と経営支援部門を統合し、事業部とする機構改革を行った。

四半期ごとに経営管理会議で業務費の執行状況を報告し、確認を受けることで、コスト意識を持って業務運営を行った。

② 人材育成

連合会等の研修への派遣や通信教育の受講などにより、能力開発や自己啓発に努めるとともに、業務執行について内部文書を発出し、接遇などの意識向上を図った。

●外部評価委員会の意見等

1. 地域金融機関及び各支援機関との連携について、日常的な対話や研修・セミナーの実施などを通じて十分に取組みられています。実施した取り組みは実効性や効果を評価しつつ、スクラップ&ビルドで対応していただくようお願いします。また、計画最終年度が緊急事態といえる状況にあって計画の遂行に大幅な修正を余儀なくされましたが、中小企業者の立場にたった業務運営を基本方針として各種の取り組みに努められたことは評価できます。今後とも計画の理念実現に向けて着実な取り組みを継続されるよう要望します。
2. 非常勤理事に対する理事会出席への依頼など、きめ細かいながら大切なことを確実に実施しており、協会運営について広く意見を求め、経営の透明性を確保するという点から評価できます。
3. コンプライアンス意識の維持、向上のため「業務の適正な遂行について」、コンプライアンスニュース等の文書発信や、外部講師によるコンプライアンス研修の実施など、コンプライアンスプログラムの取り組みを確実に実行されています。引き続き、コンプライアンスの徹底に努めてください。

2020年度経営計画の評価(要約)

業務運営方針

第5次中期事業計画の最終年を迎え、基本方針「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」に沿って、金融機関との連携をより一層深めることにより、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者という。）に寄り添った多様なサービスの提供に努めるとともに、金融・経営支援の更なる推進を図る。

また、公的機関として地域の課題に向き合い、地方公共団体、金融機関及び経営支援機関等と連携・協調を図りながら、その解決に寄与することで地方創生に貢献する。

以上の方針のもと、次の事項を主要項目として取り組んだ。

I 企業実態に応じた支援

中小企業者の事業の発展を支えるため、金融機関とより連携を深め、多様な資金需要等への対応を行い、利用者目線に立った金融・経営支援に取り組む。

また、地方創生に貢献するため、引き続き創業・事業承継支援及び経営改善・事業再生支援等に取り組む。

II 回収の合理化・効率化

新規求償権の実態把握による回収の効率化や、連帯保証人免除ガイドライン等を活用し、債務者等の実情に応じた柔軟な債権管理を行い回収の最大化に取り組む。

また、回収困難な求償権に対しては、管理事務停止及び求償権整理を検討し、合理化・効率化を図る。

III 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

経営の透明性向上、コンプライアンス及び危機管理の態勢維持・向上に取り組む。

IV 経営基盤の強化

業務運営の効率化、人材育成に取り組む。

また、職員が十分に能力を発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に努める。

重点課題について

【保証部門】

2020年度は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の資金繰り支援を最優先に取り組んだ。

また、新型コロナウイルス感染症対応資金の円滑な対応のために、5月より毎月主要金融機関（6行）の本部を中心に訪問し、情報交換を行った。

【期中管理・経営支援部門】

① 早期の実態把握と適正管理

・前月末の延滞情報を事業部内に周知し、状況に応じて金融機関と善後策を協議した。

② 「経営支援強化促進補助金」の活用

・経営改善計画実行支援10件、経営相談・創業相談11件、創業計画策定支援2件を実施した。

③ 「経営サポート会議」の活用

・経営サポート会議を5回開催した。

④ 創業・事業承継支援

・創業連携の取組として、よろず支援拠点、商工会議所・商工会及びかがわ事業引継支援センター等を訪問した。

⑤ 経営改善・事業再生支援

・再生支援協議会と定例会を実施した。

・再生支援協議会と連携して保証利用先107社に対して特例リスクにより緊急的な資金繰り対応を行った。

⑥ 早期事故案件についての情報共有

・早期事故案件12件について事業部内で情報共有した。

⑦ 地方創生への取組

・官民ファンドには随時出資を行った。

【回収部門】

① 求償権の早期実態把握による回収の効率化

- ・新規求償権について、債務者ならびに連帯保証人に対して行う代位弁済翌月の呼び出し前に関係者の資産把握や金融機関からの情報などを整理し、今後の回収の方向性を協議するための部内での新件ヒアリングを継続している。この取組により、個々の案件に応じた効率的な回収を行っている。

② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、債務者等との対面の交渉が困難となり、電話および手紙による督促が主となった。また、債務者からの定期回収の減額依頼が多く寄せられ、法的措置の実施も債務者の実情を考慮して必要最低限のものに限るなど、求償権回収には厳しい状況の続く1年となった。
- ・先行き不安の中で求償権の早期決着を希望する債務者もあり、1,000千円以上の一括入金にて元金完済・損害金減免した債務者は21企業あった。また「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」も3企業5名に対して適用した。

③ 回収困難な求償権に対する管理の合理化・効率化

- ・新型コロナウイルス関連保証の申込に管理部を含む協会全体にて対応したため、求償権整理は前年度を大きく下回る33企業90件455百万円となった。同様に管理事務停止も68企業175件1,000百万円にとどまった。

④ 回収担当者の回収能力の向上

- ・新型コロナウイルス感染症感染防止のため、多人数が集まる法務勉強会等は実施しなかった。

【間接部門】

① 組織力の強化及び組織の活性化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により役職員が一堂に会した行事が実施できない中、会長からの新年度や下半期のスタートに当たっての経営方針・経営課題に対する心構えなどについて、グループウェアを活用し役職員に通知した。
- ・経営計画及び経営計画の自己評価を、ホームページやディスクロージャー誌にて公表し、透明性の確保に努めた。
- ・課ごとの定例ミーティング開催などにより、職場内でのコミュニケーションの充実を図った。

② コンプライアンス及び危機管理体制の維持・向上

- ・新型コロナウイルス感染症感染予防のため、役職員が一堂に会さないDVD視聴によるコンプライアンス研修を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰り支援で新規先案件が増加したため、40事案に関して反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止と排除に努めた。
- ・災害に対する安全確保行動訓練として、香川県シェイクアウトに参加した。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する事業継続計画への対応として、事業部を分割、分散した保証業務体制を構築した。

③ 厳しい経営環境を踏まえた効率的な業務執行体制の構築

- ・四半期ごとに経営管理会議で業務費の執行状況を報告し、確認を受けることで、コスト意識を持って業務運営を行った。

④ 人材育成

- ・全国信用保証協会連合会等の集合研修が中止になる中、延べ35名の職員が通信教育を受講し、能力向上及び自己啓発に努めた。

⑤ 働きやすい職場環境の整備

- ・「働き方改革」の一環である同一労働同一賃金について、社会保険労務士と相談しながら適切な対応に努めた。

⑥ 積極的な広報・情報発信

- ・LINE公式アカウントを作成するなど、広報手段の多様化を図った。
- ・香川県庁の記者クラブへ記事の投げ込みを行うなど、新型コロナウイルス感染症に対する資金繰り支援の対応状況について、積極的な広報を行った。

収支計画について

収支差額は△125百万円と見込んでいたが、以下の要因により、△486百万円の実績となった。

- ① 新型コロナウイルス関連保証の急増により保証料収入が対計画比236.8%となり、経常収入全体で対計画比184.0%、金額で1,028百万円上回った。経常支出は業務費が対計画比89.0%、経常支出全体で対計画比126.1%、金額で314百万円上回った。この結果、経常収支差額は計画額18百万円に対して、731百万円の実績となった。
- ② 経常外収入は求償権補てん金戻入が対計画比53.4%となり、経常外収入全体で対計画比68.6%、金額で652百万円下回った。経常外支出においては求償権償却が対計画比65.0%、責任準備金繰入が対計画比354.6%、求償権償却準備金繰入が対計画比15.2%、経常外支出全体で対計画比120.1%、金額で459百万円上回った。この結果、経常外収支差額の計画額△206百万円が△1,318百万円の実績となった。

財務計画について

基本財産のうち基金は、2005年度から県・市町への拠出要請を見合わせており、前年度末と同額の62億82百万円、基本財産総額は142億92百万円となった。

外部評価委員会の意見等

1. 資金繰り支援・経営支援

新型コロナウイルス感染症により事業活動に大きな影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を、業務運営の最優先課題として取り組まれたことは、国および地方公共団体の政策の重要な役割を担うものであると同時に、保証協会の根幹的な使命・目的を実現するものであることから十分に評価できます。

同様に、コロナ禍における経営支援として特例リスクを積極的に活用し、緊急的な資金繰り対応に取り組んだことを評価するとともに、特例リスク先に対するフォローアップ等、これまで以上に経営支援の重要性が高まっていることから、中小企業者の実情に応じた実効性のある支援に取り組まれることを期待します。

2. 金融機関との連携

新型コロナウイルス感染症対応資金の円滑な制度運用に当たって、主要金融機関への訪問による情報交換などを積極的に行い、大きな混乱なく制度の取り扱いを終えられています。

3. 回収

債務者との対面交渉や再生型回収の減少など、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される中、計画額に近い実績となったことは評価します。引き続き、早期の実態把握と返済交渉などによる効果的な回収に努めて下さい。

4. コンプライアンス

事業継続計画（BCP）対応として、事業部を分割、分散した保証業務体制を構築し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図ることにより、感染者を出さなかったことは評価できます。また、従業員の密集を避けたコンプライアンス研修の実施など、コンプライアンス・プログラムを着実に実行するために工夫しています。

5. 健全経営の維持

新型コロナウイルス感染症の影響により収支状況が大きく変わっていますが、健全経営の維持に向けて、コスト意識をもって業務運営されています。グループウェアの活用やコミュニケーションの充実など、業務の効率化と職場環境の整備等により組織力の向上を図り、今後も持続可能な協会運営を推進してください。

第6次中期事業計画(2021年度～2023年度)(要約)

業務運営方針

「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」

中小企業者の資金繰り支援に加え、経営支援に積極的に取り組みます。また、業務の効率化や職場環境の整備等により組織力の向上を図り、持続可能な協会運営を推し進めます。

I 企業実態に応じた支援

1. 金融機関との連携による支援

金融機関と対話を通じて関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。

2. 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

① 経営改善・事業再生支援

事業再構築や事業再生等を含めて、最適な選択肢について中小企業者と対話を行います。また、より実効的な支援を行うため、再生支援協議会をはじめとした関係機関との連携・協力をより強固なものとしします。

② 創業・事業承継支援

主体的に情報発信を行い、金融機関・関係機関・市町と連携して地域経済の活性化、地方創生に貢献します。また、生産性の向上のため、創業・事業承継支援を通じて新たな成長に資する柔軟な支援を行います。

③ 経営支援の効果検証

より実効性のある経営支援、再生支援とするために効率的な効果検証を行います。

II 協会の認知度と保証利用度の向上

1. 情報発信

協会の役割、取組や利用メリット等について、広く認知されるよう積極的かつ効果的な情報発信を行います。

2. 業務改善・効率化

中小企業者や金融機関等、利用者の目線に立って、使い勝手の良さを意識した業務改善・効率化に取り組みます。

III 回収の合理化・効率化

債務者等の実態に応じた債権管理を行い、初動を徹底し早期の回収着手を目指します。

また、定期弁済を継続している顧客については、連帯保証債務免除ガイドラインを活用した一括弁済を提案するなど、効率性を重視した回収を行います。

IV 経営基盤の充実

1. 組織力の向上

業務フローの見直しやデジタル化への対応など業務の効率化に努めるとともに、職場環境の整備、人材育成を推し進めます。

2. コンプライアンス

役職員のコンプライアンス意識の維持、向上と組織としてのコンプライアンス態勢の充実に努めます。

3. 危機管理

実効性のある危機管理体制の整備と、事業継続計画等の適切な運用に努めます。

2021年度経営計画(要約)

1. 経営方針

業務運営方針

「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」の期間と位置づけ、資金繰り支援に加え、経営支援に積極的に取り組むこととし、1年目の2021年度は、より多くの中小企業者や金融機関等との対話を通じ、企業実態や経営課題等を共有し、ニーズを踏まえた効果的な支援の提案、実施に努めます。

また、業務の効率化や職場環境の整備等により組織力の向上を図り、持続可能な協会運営を推し進めます。

I 企業実態に応じた支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営課題の解決に寄与するため、金融機関との対話による連携を深め、リスク分担を図りつつ適切かつ積極的な対応に努めます。

また、実効性のある経営支援、再生支援等への取組を通じ、地域経済の活性化と地方創生に貢献します。

II 協会の認知度と保証利用度の向上

協会の認知度を向上し、その存在意義や役割を広く認知・理解してもらうため、多様な広報手段を活用することにより、協会の発信力を高めます。

III 回収の合理化・効率化

新規求償権に対する初動の徹底による回収の効率化を図ります。また、連帯保証債務免除ガイドライン等を活用し回収の合理化に努めます。

IV 経営基盤の充実

業務運営の効率化、人材育成に取り組めます。加えて、コンプライアンス及び危機管理体制の維持・向上に取り組めます。

2. 重点課題

【保証・経営支援部門】

I 金融機関との連携による支援

- ・金融機関と中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。
- ・金融機関からのモニタリング報告を活用し、経営課題解決のための最適な支援を行います。
- ・延滞状態となった中小企業者について、早期に金融機関へ照会を行い、状況把握を行います。

II 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

- ① 経営改善・事業再生支援
 - ・経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、必要に応じて伴走支援型特別保証制度や事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度等を活用した支援を行います。
 - ・再生支援協議会実施の新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画を策定した中小企業者について、モニタリング等のフォローアップや中小企業者との対話を通じて、最適な支援策を提案します。
 - ・各支援機関と連携のうえ伴走型の経営支援を行います。
- ② 創業・事業承継支援
 - ・保証制度や支援策について、積極的に情報発信を行います。
 - ・専門家と連携しながら、創業前から安定経営に移行するまで継続した支援を行います。
 - ・事業引継ぎ支援センター等との連携や、事業承継に係る保証制度の活用を通じて円滑な事業承継の支援を行います。
- ③ 経営支援の効果検証
 - ・経営支援を行っている中小企業者の売上高、経常利益率、保証料率区分等について推移の検証を行います。

Ⅲ 協会の認知度と保証利用度の向上

- ① 情報発信
 - ・ 事業所訪問や関係機関と連携したセミナーを活用し、中小企業者に直接関わる機会を増やします。
- ② 業務改善・効率化
 - ・ 中小企業者や金融機関との対話を通じて、利用者のニーズを把握し利便性の向上に取り組みます。

【回収部門】

- ① 早期実態把握による回収の効率化
 - ・ 債務者等の実態把握と担保調査等を早期に行い、策定した回収計画に基づき、速やかに回収に着手します。
- ② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化
 - ・ 債務者等の状況を把握し、適宜督促・交渉を行い、回収を促進します。また、状況に応じて必要な法的措置を行います。
 - ・ 「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を検討します。

【間接部門】

- ① 業務の効率化
 - ・ 業務フローを見直し効率の良い業務体制を構築します。
 - ・ 利用者の利便性向上や内部処理の効率化を図るため、各種デジタル化を推し進めます。
- ② 人材育成
 - ・ 職員の能力開発のため、外部研修、通信教育等の自己啓発、OJTなど各種研修を積極的に活用します。
 - ・ 外部機関との交流を積極的に行うことで、視野の広い職員を育成するとともに、内部研修会や報告会を実施し、知識や見識の共有を図ります。
- ③ 職場環境の整備
 - ・ 「働き方改革」への対応を含め、働き甲斐のある職場環境づくりに努めます。
 - ・ 組織の活性化のため、職場内でのコミュニケーションの充実を推し進めます。
- ④ 情報発信の強化
 - ・ 新聞等への積極的な情報提供や、ホームページ・SNS等を活用してタイムリーな情報発信を行うなど、プッシュ型広報を推し進めます。
- ⑤ コンプライアンス・危機管理態勢の徹底
 - ・ 「コンプライアンス・プログラム」に基づく各種取組を着実に実施します。
 - ・ 反社会的勢力等への対応は、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」等を適正に活用して情報収集に努めるとともに警察等関係機関と連携して取引の未然防止、排除に努めます。
 - ・ 事業継続計画の実効性を高めるための訓練や検証を実施し、危機管理体制の強化に努めます。

コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は2009年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

【基本的姿勢】

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

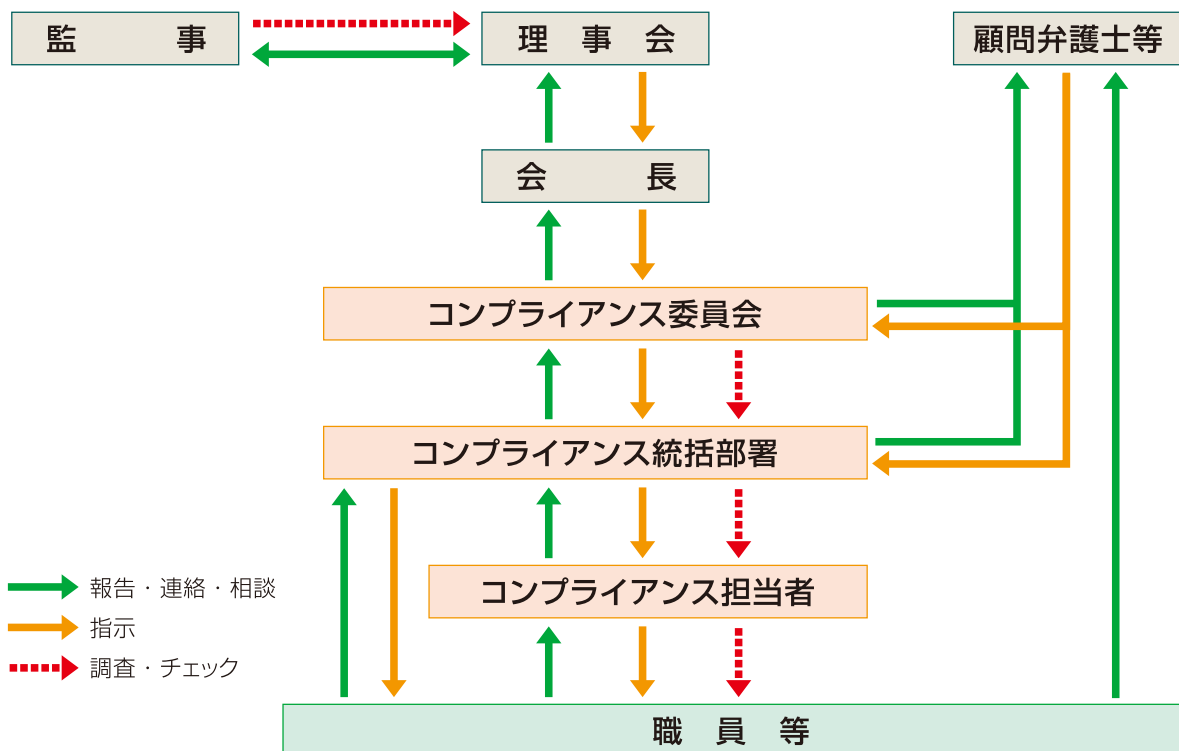
2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

■コンプライアンス組織体系図



個人情報保護

●個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、「個人情報保護法」第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口（または郵送）に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）に持参（又は郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書1枚につき500円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を「個人情報保護法」第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・（6）（7）の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号	087-851-0061
部 署 名	総務部 総務企画課

役員・組織図

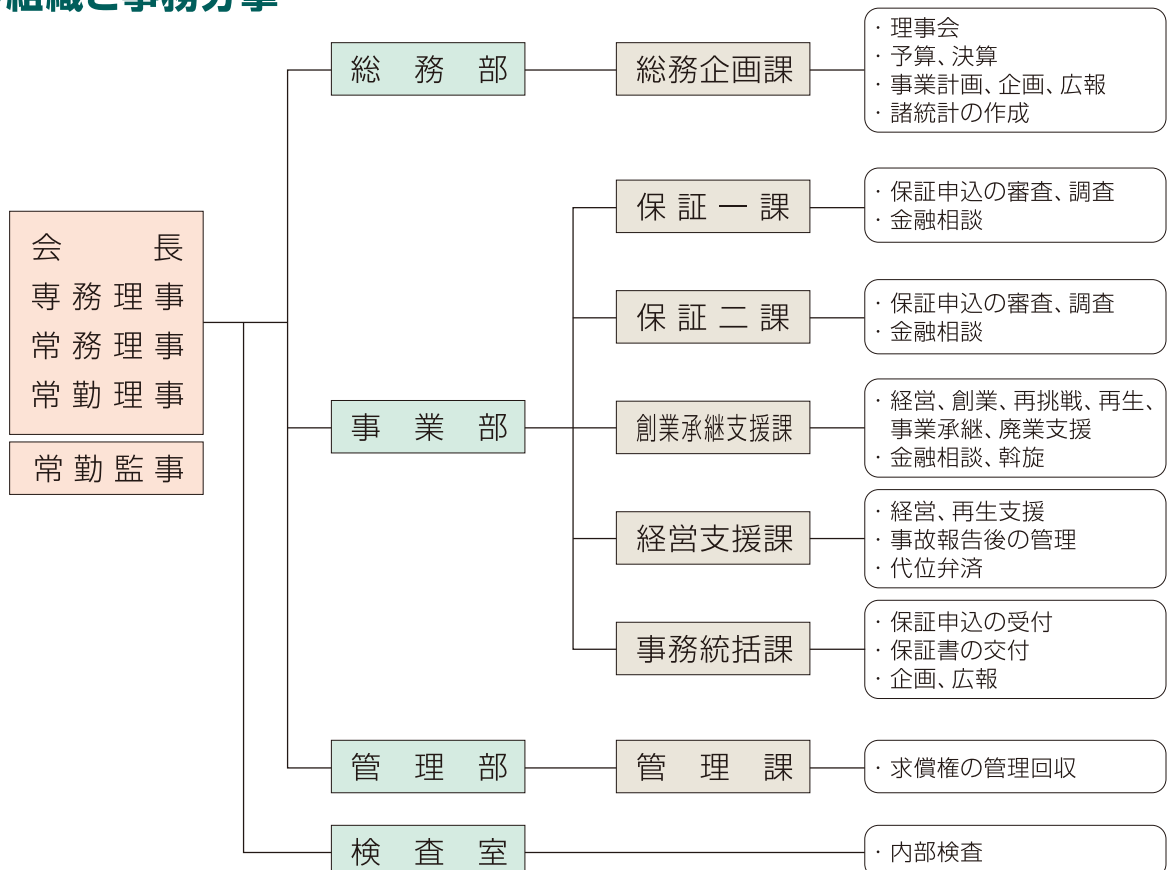
●役員一覧

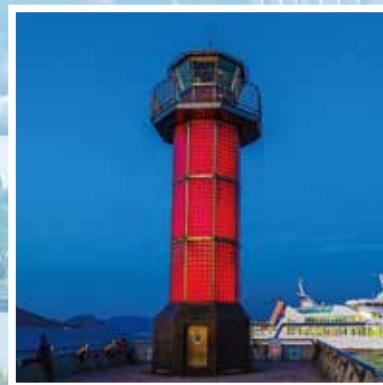
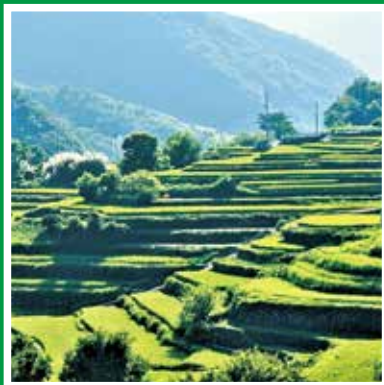
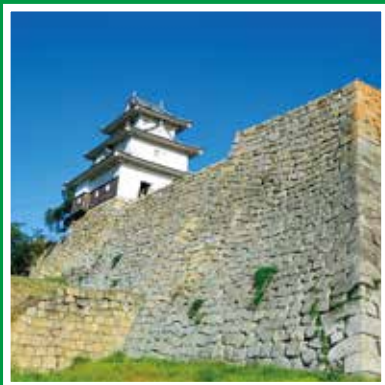
(順序不同敬称略)

役員名	氏名	公職
会長	天雲俊夫	
専務理事	合田隆行	
常務理事	岡内浩二	
常勤理事	石丸正明	
理事	近藤清志	香川県商工労働部長
理事	有福哲二	坂出市長
理事	大山茂樹	さぬき市長
理事	上村一郎	東かがわ市長
理事	谷川俊博	香川県町村会会長
理事	平田喜一郎	香川県商工会議所連合会副会長
理事	篠原公七	香川県商工会連合会会長
理事	国東照正	香川県中小企業団体中央会会長
理事	藤村晶彦	百十四銀行取締役常務執行役員
理事	有木浩	香川銀行常務取締役
理事	山崎晋弥	中国銀行執行役員四国地区本部長兼阪神地区本部長
理事	大橋和夫	高松信用金庫理事長
理事	五味正毅	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	堤博敬	
監事	鍋嶋明人	公認会計士
監事	水谷正裕	観音寺市民会館顧問
顧問	高田英樹	日本銀行高松支店長

(2021年11月11日現在)

●組織と事務分掌





 KAGAWA GUARANTEE
香川県信用保証協会

TEL 087-851-0061
<https://www.kagawa-cgc.com/>

